

第4回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会 議事要旨

日 時：平成30年8月7日（火） 10：00 ～ 12：00

場 所：経済産業省別館1階 114 各省庁共用会議室

《議事(1)について》

議事(1)専門工事企業の施工能力等の見える化制度について、①頂いたご意見等について、②各団体等へのヒアリングについて、③制度の大まかな枠組みについての中間とりまとめ（たたき台）について、④専門工事企業の動員力の見える化について、事務局より説明。委員からの質問・意見は以下のとおり。

- ・星印による評価に関する全管連の記述部分は、ニュアンスが若干違うので修正してほしい。技能者の人数や施工実績などは、少しの差で星の数が変わってしまうこともあるので、施工能力を星の数で評価することには反対である。
- ・中間とりまとめ(資料5)の「方向性」に関して、「所属会員の企業以外の企業の評価を民間団体がきちんと評価すること」は、実際にできるのか。全管連には、管工事業者の2割ぐらいしか加入していないため、加入していない業者の対応は非常に難しい。このまま「見える化」がスタートした場合、全管連の会員以外は、対象外となってしまう。
- ・「見える化制度のスキーム」において、「企業評価」の対象については、あくまでも元請から見ると一次下請会社だけでことたりるのではないか。二次以下を評価するにしても、評価に値する基盤も揃っていない可能性が高い。
- ・二次・三次・四次と対象を広げると業者数も多くなり、それを団体に加入させるは難しい。どこかで区切りをつけていただかないと、大変なことになる。これについて考えを伺いたい。
- ・一次か二次かは、規模にもよるが流動的であり、どこまでが一次なのかという議論もある。フィルターをかけるとすれば、例えば、建設業許可の取得有無。基本的には業許可を持っていないと何の専門工事会社であるのかは分からない。
- ・見える化制度において重要なことは、これを「誰に見せるか」ということ。専門工事会社は、ゼネコンや公共発注者に見てほしいかもしれないが、その先にいるエンドユーザー向けに「見える化」しても良いのではないか。建物やインフラを、どういう施工体制で作り、星を持っている業者がどれくらい関わっているのかが見えるということを戦略的に考えてもよいのではないか。
- ・一つの考えとして、元請と一次会社が工事の契約をするときに、契約要件に「企業評価

を受けていること」という一文が入っているのであれば、必要性が出ると思う。

- ・拙速に結論を出さずに、できる団体からやってみたらどうか、というご意見をいただいている。例えば、会員企業に限ってやってみる、あるいは元請としか契約をしていないところに限って評価してみるなど、全ての企業を対象にするのではなく、試行的に絞ってスタートするという考え方もあるのではないか。
- ・見せ方としては、あるプロジェクトごとに一次下請までは星の評価が見えるようにして、それ以下は、一次に包含されるものとして当面やっていくという考え方もあり得る。
- ・ゆくゆくは、業務許可を持っている方であれば、評価を特に受けたい方は受けるというのが制度上の前提ではないか。
- ・実現には手間も時間もかかるということを考慮して、どういう順番でやっていくのかを考えていかなければならない。それから、エンドユーザー向け、公共発注者向けの効果を考えながらスケジュールの順番を決めていく視点があってよい。
- ・キャリアアップシステムの機能には、職人の履歴が蓄積される機能はあるが、専属率が計算できる機能は備えていない。
- ・CCUS の機能として、二次・三次の下請企業がそれぞれ直上会社に対する年間の専属率をうまく活用して一次の評価に加算していくべきである。そうでなければあまりにも過剰な重層下請構造を防ぐことはできない。一方、一次会社でも直用化を図っている会社はしっかりと評価しなければいけない。
- ・このような機能を数年以内に、キャリアアップシステムの中に搭載すべきである。それまでの間は、ワーキングで議論して、エクセル等を活用したフォーマットで代用することが必要である。
- ・施工ツリーについて、資料6の3ページの図が役立つのではないか。近い将来、このような機能をを CCUS に持たせる必要があるのではないか。それまでの間、便宜的に、エクセルのフォーマットを使って計算をする方向性ではないか。
- ・専門工事業団体への加入を、評価すべきか、すべきでないかについては、施工ツリー全体で評価すれば、二次会社にとって何ら不利益はない。やるとすれば、「一次会社をしっかりと評価する」ということになるが、そのときに、業界団体に入って活動していること自体は評価すべきではないか。当然、一次会社に加点措置があれば、競争力が高くなり、その下で専属をしている二次会社も就労の機会が増えることになる。
- ・議論の前提は、四次、五次の下請があるという現状で考えるのではなくて、下請の次数を減らすことが、重層下請構造の改善につながるのではないかということ。
- ・できる限り建設業許可を取得して頂かないと、制度設計においてあれもこれもしなければ

ばいけないことになるのではないか。

- 団体加入については、加入していることで加点措置をするべきではないと申し上げてきた。しかし、その方向で議論をするのであれば、各専門工事業団体の事業者数や加入率などの基礎資料をしっかりと提示して議論すべきである。
- 団体の体制や役割を評価するのは必要であるが、団体の加入率はそれほど大きくないと思われるので、加入していない多くの企業からしっかり理解されるような制度構築が必要ではないか。
- 「体制の費用」については、手数料を徴収して対応をしていくことになっている。当然、一定額は必要になってくるが、その場合、共通のルールとして基準額を定めていくべきで、基準料からプラス1割、マイナス1割など、裁量幅を与えるかたちでやっていくべきではないか。
- 団体加入と非加入で差別化を図ることは、団体加入をして専門工事業団体がしっかり運営をしていくということであり、手数料は当然必要になってくる。しかし、各専門工事業団体の事務体制がどうなっているのかが全く明らかになっていない中では、議論のしようがない。ぜひ資料の提出をお願いしたい。
- 各団体では、加入率について大体どれくらいになるのか、各団体においては把握しているのか。
- 型枠の場合、二次会社において、「型枠の解体」も入ってきてしまうことになると算出は不可能である。元請は、「型枠解体」と「型枠組立」を分離して考えていませんし、分離して営んでいる会社における団体加盟の割合は非常に少ない。ただし、一次請で元請と取引関係を結んでいる場合は、ある一定の割合は出るのかもしれない。
- 我々は団体加盟の評価を高くして欲しいとは思っているわけではない。ただ、ご理解頂きたいのは見える化制度の運営における役割を考慮して欲しいと考えている。団体加盟している会社の評価が数%でも上がらないと専門工事業団体への加盟の促進は図れない。
- このことは、市場規模と業界団体の大きさにもよるし、町場と野丁場を両方持っている職種と、あんまり明確に分かれていないところによっても変わってくる。
- 従って、把握の仕方としては、全体の何パーセントであるといったことよりも、ここで対象としている一次・二次に位置付けられるのは、全体の3割、4割であるという感覚で数値を見るしかないというのが業界の特性である。
- それぞれの団体で、所属会員の業務に関する品質管理をきちんとしていることを前提とすれば、団体に加入する企業には、一定のプライオリティを与えるべきではないか。

- 日本躯体の加入率は、恐らく大工と同じで1桁である。しかし、完工高から見ると、「とび」・「土工」部門は、恐らく8割～9割程度に達している。加入率は低いが、施工能力は非常に高いものとなっている。
- 団体への加入、未加入そのものが評価のポイントになるより、団体が行っている会員企業に対する品質管理を評価し加点するというのが基本スタンスでよいと思う。加入率うんぬんよりも、団体において、専門性、品質管理などについてどういうことを徹底しているのか、研修をはじめどんな活動をされているのかという部分を見ながら、国交省としても考えていただくのがよいのかもしれない。
- ユニオンかノンユニオンか、ギルドかギルドじゃないかの1番の違いは、加盟している人がその教育訓練制度を使えること。さらに明確な違いは、教育訓練受けて1人前という認定を受けた人が技能者をやっていることであり、その先の継続教育システムがあることなども大きな特徴である。
- 将来的には、加入しているところは、CCUSの承認を受けている職人技能者が多く所属をしている団体ということであり、ここに加盟している人が認知されるようになっていくことがもしかしたら先で、そのためには今まで入っていなかった方々も入らないと損するといった制度を作っていくということになるものと思われる。
- 建設キャリアアップシステムが目指しているのは、現場で働いている330万人の技能者にカードを持ってもらい、その技能をきちんと評価するということ。これを早く実現しない限り、技能者を抱えている企業が評価されるというのは、遠い話になってしまう。
- 直用している人以外をどうするかなどは、動員力も含めて施工力にもかかってくるが、これは、昭和40年代のゼネコンが陥ったのと同じ状況である。当時、ゼネコンは直用しており、一次は労務を出していたが、ゼネコンはちゃんと評価され、徐々に直用化しないで専門工事業に任せるようになって、きちんと施工力は評価されていた。
- 社員数の中に「社会保険に加入している者の割合を記載」する件は、入っていない人がいたらそこから許可更新しないということ、建設業法を改正してまでやることになっているので、矛盾する。基本的に、社会保険未加入者は不良不適格業者という位置付けからスタートしているので、いつまでも不良不適格業者をこの業界に置いて守るというスタンスからもう離れなければならない。
- 能力評価制度は、過去、厚生労働省が雇用改善計画の中で打ち出し、建設業のいくつかの団体で基準や生涯モデルプランを作ったが、国の強制力がなくて浸透していない。制度として確立させるためには国の強制力が重要であり、将来的には技能者を評価する評価センターのような機関を設け、技能者を評価するような仕組みとして検討していただ

きたい。

《議事(2)について》

議事(2)建設技能者の能力評価制度の、建設技能者の能力評価基準づくりにワーキンググループにおける検討状況について、事務局より説明。委員からの質問・意見は以下のとおり。

- ・キャリアアップシステムは技能者のためのものであり、きちんと一人ひとりが登録し、それがどこの企業に実際、従属しているかということの延長線上に「専門工事業者の見える化」というものが、自然と分類されるべきである。
- ・左官業界では、一次で社員化をしているところだけがどんどん人が増えており、二次ばかりを使っているところ採用がなかなかうまくいっていない。業界に未来の若手技能者を取り込むためには、一次の社員化がどうしても必要になってくるだろう。それを進めていかない限り、なかなか二次や三次に若い優秀な人材が入ってくるということは難しいのではないか。
- ・「見える化」に関して、施工能力について言えば、どこの技能者をどの範囲まで、自社の技能者と見なすかについて、これを業界横断的に行うとすれば、後町委員が発言されたような施工ツリーにおける動員力というのが、自社の施工能力を示すものとなるのではないか。
- ・評価の範囲については一次協力会社までがいいのではないかと考える。例えば、二次以下の会社でも、評価を受けたいと希望すれば評価を受けられるので、特段の支障はないと思う。
- ・下請次数の問題に関しては、建設業にとって大変重要で、かつ、難しい問題である。キャリアアップシステムが進み、下請がかなり整備される時代になったときに、評価の範囲を考えれば良いのではないか。
- ・団体の問題は、しっかりやっている団体と、脆弱な団体の差が大きい。また、加入することもできない専門工事業企業もあることから、適切な団体加入の評価のバランスを考えればよい。
- ・日建連としては、その企業が「どのように選ばれるのか」というところが一番重要であり、それをきちっと明確にしないといけないと考える。専門工事会社が評価されて、それがインセンティブとして受注に結び付くことがない限り、積極的に評価を受けることに繋がらないと考える。
- ・旧「建設労働者確保育成事業」、現在の建設事業主等に対する助成金の中に調査事業というのがあり、全基連はそれをもっている。これは、年に1回は申請できる。

- ・検討会の議論は、キャリアアップシステム「ありき」で、専門工事業者の制度はその後に付いていくという考えが見られる。「専門工事業者の評価」の中で、キャリアアップのデータが必要なのは「技能者の施工能力」で、技能者のレベルだけである。データを取るにしても、キャリアアップから取れるデータと、専門工事業者から取れるデータとはかなり違っていることをよくご理解することが肝心である。
- ・特に、建設機械を使っている業種は、ゼネコンの評価もそうだが、建設機械を持っているか、持っていないか、その建設機械を使う技能者がいるのか、いないかが判断基準になる。そういう中、国交省の方で星印の4つのところについては発注するとして、特記仕様書になるようなものが受注できるシステムづくりという結論になる。
- ・住宅工事に関わる専門工事業者というのは、この議論の場とは成り立ちが違うところが沢山ある。住宅会社の施工力は、基礎屋と大工の数、基礎屋の持っている型枠の数で決まる。型枠のローテーションでどれだけの家が建てられるかということが割と単純に決まってしまう。その型枠も会社ごとに特徴があり、共通のものではなく会社ごとに違うので、基礎屋が流動的にいろんな会社の基礎工事を受注するというようなパターンはあまり描けない。大工もおさまりがそれぞれの会社ごとに違い、あんまり動かない。
- ・今まで、大工は工務店所属という登録の仕方をしていたが、キャリアアップに登録していくために、一人親方を個人事業主として独立させて登録するやり方に変えているので、工務店と大工の結びつきが見えなくなっている。そのためにも、施工ツリーを住宅の現場でも工事ごとに組み立てて専属率を出していかななくてはならない。
- ・今やろうとしている「技能者の評価」と「専門工事企業等の評価」は、押し付けられたから仕方なくやるというようなものではなく、担い手に選んでもらえる業界、企業としてどうあるべきか、何をどう発信すべきかというもの。これを踏まえ、業界内部だけの評価制度ではなくて、エンドユーザーに見ていただき、良いインフラや建物というのは「誰がつくったのかという部分が大きい」ということを情報発信していくべきだろう。
- ・その先にあるのが、「きちんとしたものには、きちんとした対価を払っていただく」ということ。業界団体に属していることや、施工体制まで含めてということに関しても、現状を容認するというよりも、将来を見据えてあるべき姿を見定めた時にどうあるべきかという制度設計を行って、出来るところからどんどんやっていくというような発想で取り組んでいくことが必要である。

以上